

意見公募要領

1 意見公募の対象

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案

2 意見公募の主旨・目的・背景

報道資料の「1 告示案の概要」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

(1) の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、提出期限までに提出してください。

(2)・(3) のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の

意見提出フォーム(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)から御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールにより提出する場合

電子メールアドレス：iken-koukyou-housou_atmark_soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送政策課 宛て

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を@に置き換えてください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく

お願いいたします。

(3) 郵送により提出する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 宛て

※ 意見の内容を保存した記録メディアを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ・記録メディアの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW 又は USB メモリ
- ・ファイルはテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は担当者までお問い合わせください。）としてください。
- ・記録メディアには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
- ・送付いただいた記録メディアについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等も含めて 10MB となっています。

5 提出期限

令和5年11月9日（木）（必着）

（郵送の場合は、同日付け必着）

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象の該当箇所（ページ番号等）を記載してください。
- ・提出意見については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う予定です。意見の内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明確に記載してください。
- ・意見募集に応じていただいた方について、必要に応じてヒアリングをお願いさせていただく場合があります。
- ・御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口にて備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

令和5年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
注3 別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

該当箇所	御意見